

ホール及び楽屋		午前	午後	夜間
		9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～21:30
大ホール	平日	19,800	35,640	47,520
	土日祝	23,760	43,560	57,420
小ホール	平日	5,940	9,900	12,220
	土日祝	7,920	11,880	14,650
楽屋1号		580	780	990
楽屋2号※		780	1,020	1,320
※楽屋2・3号が合体して1部屋になります。以降の楽屋番号は繰り上がります。				
楽屋3号※		580	690	780
楽屋4号※		460	550	660
楽屋5号※		400	510	660
楽屋6号※		580	780	990

<備考>

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間までの利用時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 3 利用者が301円以上の入場料(これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。以下同じ。)を徴収する場合の大ホール及び小ホールの利用料金は、次の表の左欄に掲げる入場料の額(入場料の額に段階を設けているときは、その最高額とする。)の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

301円以上 500円以下	所定の利用料金の1.5倍に相当する額
501円以上 1,000円以下	所定の利用料金の1.8倍に相当する額
1,001円以上 3,000円以下	所定の利用料金の2倍に相当する額
3,001円以上	所定の利用料金の2.5倍に相当する額

- 4 備考の3の規定にかかわらず、利用者が入場料を徴収しないで、又は1,000円以下の入場料を徴収して商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の大ホール及び小ホールの利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 5 練習又は準備のために利用する場合の大ホール及び小ホールの利用料金は、所定の利用料金の5割に相当する額とする。
- 6 利用者が商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の楽屋の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 7 特別の設備をした場合における当該設備に利用する電気及び水道の使用に係る利用料金については、指定管理者が定める。
- 8 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、1時間につき、夜間の1時間当たりの利用料金(備考の3から6までに規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。)に相当する額とする。
- 9 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

リハーサル室及び練習室		
	9:00～21:00 1時間につき	21:00～21:30
リハーサル室	630	310
第1練習室	600	300
第2練習室	400	200
第3練習室	400	200

<備考>

- 1 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 2 利用者が商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 3 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金(備考の2に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。(2)において同じ。)に相当する額
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 4 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

多目的室及び大会議室			
	9:00～18:00 1時間につき	18:00～21:00 1時間につき	21:00～21:30
多目的室	1,360	1,480	740
大会議室	1,360	1,480	740

<備考>

- 1 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 2 利用者が301円以上の入場料を徴収する場合の利用料金は、次の表の左欄に掲げる入場料の額(入場料の額に段階を設けているときは、その最高額とする。)の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

301円以上500円以下	所定の利用料金の1.5倍に相当する額
501円以上1,000円以下	所定の利用料金の1.8倍に相当する額
1,001円以上3,000円以下	所定の利用料金の2倍に相当する額
3,001円以上	所定の利用料金の2.5倍に相当する額

- 3 備考の2の規定にかかわらず、利用者が入場料を徴収しないで、又は1,000円以下の入場料を徴収して商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 4 練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の5割に相当する額とする。
- 5 特別の設備をした場合における当該設備に利用する電気及び水道の使用に係る利用料金については、指定管理者が定める。
- 6 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金(備考の2から4までに規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。(2)において同じ。)に相当する額
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 7 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

ホール冷暖房装置		
大ホール	1時間につき（15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とする）	2,930
小ホール		1,040

楽器保管庫		
1区画1日につき		210

本館 会議室等				
			9:00～21:00 1時間につき	21:00～21:30
第1会議室	生涯学習 関係団体		200	100
	その他		400	200
第2会議室	生涯学習 関係団体		260	130
	その他		520	260
第3会議室	生涯学習 関係団体		210	100
	その他		430	210
第4会議室	生涯学習 関係団体		200	100
	その他		400	200
第5会議室	生涯学習 関係団体		210	100
	その他		430	210
第1和室	全面	生涯学習 関係団体	200	100
		その他	400	200
	半面	生涯学習 関係団体	100	50
		その他	200	100
文化活動室	生涯学習 関係団体		290	140
	その他		580	290

北館 会議室等		9:00～21:00 1時間につき	21:00～21:30
料理工房	生涯学習 関係団体	400	200
	その他	810	400
談話室	生涯学習 関係団体	130	60
	その他	270	130
音楽室	生涯学習 関係団体	120	60
	その他	250	120
第1創作工房	生涯学習 関係団体	240	120
	その他	490	240
第2創作工房	生涯学習 関係団体	250	120
	その他	510	250
コミュニティ活動室	生涯学習 関係団体	440	220
	その他	880	440
第6会議室	生涯学習 関係団体	210	100
	その他	420	210
第7会議室	生涯学習 関係団体	100	50
	その他	210	100
第2和室	生涯学習 関係団体	180	90
	その他	370	180

<備考>

- 1 生涯学習関係団体とは、地域における学校教育、社会教育及び文化等に関する活動を行う団体で市長が認めるものをいう。
- 2 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 3 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 4 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

付属設備

浜松市浜北文化センター 施設使用料 (単位: 円)

大ホール・小ホール付属設備						
種別	利用区分	料金		概要		
		大ホール	小ホール			
舞台設備	午前・午後・夜間 各1回につき	オーケストラピット	5,500	—	1式	
		エプロンステージ	5,500	—		
		所作台	11,000	3,300		
		花道用所作台	1,100	—		
		平台	200	200	1台	
		音響反射板	3,300	1,100	1式	
		松羽目	1,100	550		
		竹羽目	1,100	—		
		金びょうぶ	1,360	680	1双	
		銀びょうぶ	1,360	680		
		めくり台	110	110	1台	
		指揮者台	310	310	1台 (譜面台を含む)	
		楽士用譜面台	50	50	1台	
		ひ毛せん	220	220	1枚	
		長座布団	110	110		
		高座用座布団	110	110		
		上敷	330	220		
		演台	490	320	1式 (3点セット)	
司会者台	310	310	1台			
照明設備	午前・午後・夜間 各1回につき	ボーダーライト	720	350	1列 (LED)	
		サスペンションスポットライト	1kW	280	—	1台
			500W	140	140	
		アッパーホリゾン トライト	1,000	420	1列 (LED)	
		ローアホリゾン トライト	1,000	280	1列 (LED)	
		トーメンタル スポットライト	280	—	1台 (1kW)	
		フロントサイド スポットライト	280	280		
		シーリング スポットライト	280	280	1台 (1kW)	

照明設備 (続き)	ピンスポットライト		2,880	720	1台 (大ホール 2kW クセノン 小ホール LED)
	天井反射板ライト		1,440	280	1式 (LED)
	フットライト		1,000	280	1列
	花道フットライト		430	—	1列
	スポット ライト	1.5kW	430	430	1台
		1kW	280	280	
		500W	140	140	
	プロジェクター スポット		280	280	1台 (1kW)
	エフェクトマシン		280	280	1台
	ミラーボール		280	280	
先玉		140	140		
音響設備	音響装置		3,300	1,650	1式
	ステージスピーカー		820	320	1台
	サブミキサー		1,650	1,650	
	マイク ロホン	ステレオ	1,650	1,650	1本
		ワイヤレス	1,100	1,100	
		コンデンサー	770	770	
		ダイナミック	550	550	
	三点吊り装置 ※小ホール新設		820	820	1式
	録音・再生機器		1,100	550	1台
	エフェクター		1,100	1,100	
映写設備	スクリーン		1,100	550	1枚
	ホール用 プロジェクター ※新設		7,300	7,300	1台
楽器	フルコンサート グランドピアノ		4,400	4,400	1台 (調律代は含まない)
	大太鼓		550	550	1台
その他	コントラバス用い す		110	110	1脚
	電気コンセント		160	160	1口 (1kW 以内) 楽屋で利用する場合も同額

午前・午後・夜間 各1回につき

ホール以外の施設の付属設備・共用設備				
種別		利用区分	料金	摘要
大会議室	音響装置		1,100	1式
	マイクロホン	ワイヤレス	1,100	1本
		ダイナミック	550	
	アンプスピーカー		550	1台
	スクリーン		550	1枚
	演台		220	1台
	司会台		220	
リハーサル室 第1練習室	グランドピアノ		1,100	1台 (調律代は含まない)
第2練習室 多目的室 文化活動室	アップライトピアノ		1,100	
第1創作工房	陶芸窯		1,670	1式
共用設備 (要予約)	移動用スクリーン		550	1枚
	プロジェクター		1,100	1台
	携帯用拡声器		550	
	DVDプレーヤー		550	
その他	電気コンセント		160	1口 (1kW 以内)
	楽士用譜面台		50	1台
大型打楽器 (要予約)	ティンパニー		1,040	
	シロフォン		1,040	
	マリンバ		2,090	
	グロッケン		1,040	
	ビブラフォン		1,570	
	チャイム		1,570	
	バスドラム		1,040	
	どら		1,040	

<備考>

ホール及び楽屋において利用する場合の利用区分については、「1日1回につき」とあるのは、「午前・午後・夜間各1回につき」とする。